

## お知らせ

平成20年6月1日

### 日本核医学技術学会の法人化について

日本核医学技術学会 学会長 福喜多博義

会員各位

平素は、学会活動にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。長年の懸案事項であった本学会の法人化について、理事会で審議を重ねた結果、定款（案）を公開できる状況となりました。総会での議決を控え、法人格を得ることの重要性と、法人化後の体制にご理解を賜るため以下に説明をさせていただきます。

#### 1. なぜ法人を目指すのか

法人とは「法によって認められた人（団体）」のことで、法人格を得て初めて国が認めた人（団体）になります。現在の日本核医学技術学会は「任意団体」で、厳格に言えば現状は公に認められた団体とはいえません。

平成19年厚生労働省告示第108号第一条に規定する専門性に関して広告のできる認定団体は、「学術団体として法人格を有していること」とあり、現在、4団体の合同認定としている核医学専門技師は、任意団体である日本核医学技術学会単独の認定であれば公の資格として認定されません。わが国唯一の核医学を専門とする技術者の学術団体としてまた、今後私たちが国民の医療福祉の向上に向けた事業を行うためにも、法人格を得ることはきわめて重要です。

#### 2. 本学会が目指す法人格について

日本核医学技術学会の法人化については、理事会で審議を重ね、「特定非営利活動法人」を目指すことが承認されました。

##### (1) なぜ特定非営利活動法人なのか

本学会が現在取得可能な法人格は、公益法人改革に伴い平成20年度から設置される「一般社団法人」と「特定非営利活動法人」です。「一般社団法人」は、数年間の活動実績を国の機関が審査し、税制上の優遇措置を受けられる「公益社団法人」になることができますが、必ずなれる保障はありません。また、「一般社団法人」はこれまでの情報では、ほぼ全ての収入が法人税の対象で、本学会の財政状況では法人維持は困難と判断しました。

一方、「特定非営利活動法人」は、定められた事業の実施や所轄庁への事業報告義務などの制約を受けるものの、収益事業以外は法人税を非課税とする優遇措置があり、従来どおりの事業を行いながら、本学会の法人化が可能と判断しました。

##### (2) 他にどのような学会が特定非営利活動法人なのか

平成19年6月18日付け医政総発0618001号「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」に掲載された医学系学会のうち特定非営利活動法人は、日本臨床細胞学会、日本胸部外科学会、日本血管外科学会、日本心臓血管外科学会、日本呼吸器外科学会、日本小児外科学会、日本レーザー医学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本気管食道科学会、日本歯周病学会などがあります。

### 3．特定非営利活動法人になって変わるの

#### (1) 会員の種別について

特定非営利活動法人は、総会成立が正会員総数の過半数と規定されています。本学会の会則では10分の1を充足数としていますが、毎年の総会は委任状を含めても5分の1にも足りません。もし成立しなければ所轄庁は法人の認証を取り消しますので、必ず総会を成立させるために法人化後の会員は、議決権を持つ「正会員」と、その他の「一般会員」の種別に分類することといたしました。特定非営利活動法人では、会員種別の選択は会員の自由意志に委ねなければならないことが法で規定されているため、評議員のみを「正会員」とし評議員会をもって総会とする方式は不可能です。よって、会員が自分の意思で「正会員」を選択し、必ず総会に出席し（委任状も可能）議決権を行使しなければなりません。一方で「一般会員」には議決権はありませんが、他の権利は正会員と全く同じです。

総会成立のため、正会員が2年連続して総会を欠席すれば、一般会員となることも定款上に明記しました。

#### (2) 学会長について

現在、学会長は推薦公募方式で選出され理事とは別枠で選任されていますが、特定非営利活動法人での役員は「理事」と「監事」のみであると規定されています。法人の代表者は理事の互選で選出されることより、学会長は「理事長」となります。

#### (3) 評議員について

前項で述べたように法人の役員は理事と監事のみで、議決機関は総会と理事会のみと規定されています。つまり、「評議員」は役員ではなく、「評議員会」も議決機関ではありません。しかし、評議員選挙によって選出された評議員の互選により理事が選出され、理事の互選により理事長が選出される方式をとるため、評議員の選出は極めて重要です。評議員は本学会の中心となる方たちですが、正会員による選挙では広く人材の掘り起こしができず、学会の将来に不安を残すこととなります。よって評議員選挙は正会員および一般会員を対象とします。

### 4．いつから法人になるのか

法人になるためには任意団体としての日本核医学技術学会を解散し、新たに法人として設立しなければなりません。現在の会則には解散を規定する条項が存在しませんが、極めて重要なことなので総会で決定いたします。つまり、定款と役員を総会で承認いただいた後に法人設立の手続きを行い、所轄庁の認証が下りた時点で「特定非営利活動法人 日本核医学技術学会」が誕生する手順となります。今年度の総会で議決されれば、遅くとも平成21年3月には法人格が得られることになるでしょう。

以上、簡単に説明させていただきましたが、疑問点等ございましたら、下記まで電子メールにてお問い合わせください。回答は日本核医学技術学会ホームページ上にて公開させていただく予定です。

法人化に関するご質問ご意見は以下の専用メールアドレスにお願いします。

日本核医学技術学会 法人化へのご意見ご質問専用アドレス

[jsnmt-houjinka@umin.ac.jp](mailto:jsnmt-houjinka@umin.ac.jp)